

# 日刊 動労千葉

85. 12. 7

No. 2112

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）  
（鉄電）二九三五～六（公衆）〇四七二二二七二〇七

# デッキあげ、フレームアップ目的の 違法捜索に準抗告で反撃

「ゲリラに際与つてを印象づけるためのみに  
強行された動力車会館への不当捜索  
全押収物を直ちに返還せよ」

動労千葉は、十二月六日、去る十一月二十九日、警視庁が行った「ゲリラ事件」を口実とした全く違法・不当な家宅捜索に抗議し、記者会見を行うとともに、千葉地裁に対し準抗告を申し立てた。

フレーム・アップのために  
する違法・不当な捜索

今回の申し立ては、十一月二十九日早朝に発生したゲリラ事件に関連した凶器準備集合罪・放火等の容疑と称し、異例の夜間捜索令状まで用意して警視庁が強行した捜索そのものの違法性・不当性をあばくとともに、本件による差押え処分は明らかに違法であるので、この差押え処分を取り消すこと、さらに差押えー押収物を直ちに返還することを求めたものである。

動労千葉は、準抗告の中で「本件差押え処分は、警視庁公安部が申立人（動労千葉）と浅草橋駅事件とが全く関係がないことを知りながら、捜索・差押えをなすことによつて、あたかも申立人が浅草橋駅事件やケーブル切断事件と関係があるかの如き印象を世間一般に与え、それによつて組合破壊を目的とするという極めて悪質、かつ違法なもので、捜査権の濫用として違法である」とその本質と違法性を明解にあばき、これに対し徹底的に闘うことを明らかにした。



動労千葉のサ/波ストうちぬぎに仰天した政府・権力は、その日のうちに本部事務所を大量の機動隊で包囲し、弾圧にうつて出てきた。(29夜)

「組合の日常業務」が  
なぜ「ゲリラの容疑」  
なのか！

さらに、権力が当日押収したものは、組合の指令・指示・討議資料・名簿・業務上の帳簿類であり、これは、組合の日常業務そのものを阻害し、労働組合の正当な活動に多大な不利益を与える許しがたい違法行為であることも明らかにし、弾劾した。

一体、組合の業務上の書類と放火等がどういう関係にあるというのか。しかも押収物の中には、動労「本部」の方針書、国労の指令等が含まれている。これでは、動労千葉どころか、国労や動労「本部」までもが「ゲリラ」と関係があるということになってしまふ。

こんなデタラメな捜索を絶対に許すことはできない。

われわれは、すでに抗議声明を発しているが、今回の準抗告を通じ、さらに反撃の闘いを強めるものである。

大量・重処分策動を粉碎し、  
第二波・第三波へむけ前進を

そして何よりも、こうした権力のフレームアップを背景に「ゲリラ事件」と動労千葉のストライキを結びつけ、全員解雇だ、重処分だと呼ぶ当局へさらに徹底的な怒りを叩きつけなければならない。われわれのストライキに圧倒されたがゆえにかけられている全ゆる反動を粉碎し、第二波・第三波を展望し、組織体制をさらに強め、断固反撃にたちあがろう。